







項」を「第四十九条第三項」に、「第  
四十八条第一項後段の規定による変  
更の認可」を「第四十八条第一項の  
規定による認可」に、「前条」を「第  
五十二条」に改める。

い。 て、当該鉱害の賠償義務者及びその責任の範囲が確定し、又は賠償義務者以外の者で該当応急工事に要する費用を負担すべきものがあることが判明したときは、当該賠償義務者又は費用を負担すべき者は、政令で定めるところにより、その責任又は受益の限度において、国及び地方公共団体に対し、負担金を納付しなければならぬ。

滞金を納付しないときは、国にあつては国税滞納処分の例により、地方公共団体にあつては地方税の滞納処分の例により、これを処分する。

產炭地域振興臨時措置法案

**4 通商産業大臣は、基本計画を定めたときは、逕帶なく、その要旨を告示しなければならない。**

振興審議会の意見をきいて、基本計画を定める地域の区分一二三、

計画は定める地域の区分ごとに、  
基本計画の実施を図るため必要な  
産炭地域振興実施計画（以下「実

「施設計画」という。(を定めなければならぬ。

2 実施計画に定める事項は、次の

## 一 当該地域における鉱工業等の

## 二 振興に関する基本方針

### 三 鉱工業等に関する事項

### の拡大に関する事項

## 四、当諸地域における鋳工業等の振興による雇用の拡大に関する

## 五 事項 当該地域における石炭鉱業に

## 從事する労働者の職業の転換に 関する事項

## 六 その他当該地域における鉱工 業等の振興に関する重要事項

3 実施計画は、この法律の施行後業等の振興に関する重要な事項

#### 4 前条第三項及び第四項の規定

(調査) は、実施計画について準用する。

め調査をする地域 調査の方法その他調査に関する重要事項について

て産炭地域振興審議会の意見をきいて、基本計画及び実施計画を定

めるため必要な事項についての調査を行なうものとする。

第二項の応急工事を施行しようとするときは、あらかじめ、当該応急工事の概要及びこれに要する費用につき、主務大臣及び当該応急工事に要する費用を支弁する地方公共団体の長の承認（応急工事の施行者が当該応急工事に要する費用を支弁する地方公共団体である場合にあつては、主務大臣の承認）を受けなければならぬ。

第一項に規定する場合においては、前項の規定による延べ第六十六条を次のよう改める。

第六十六条 削除

第七十一条第三項を削る。

第三章第三節中第七十二条の次に次二条を加える。

第七十二条の二 国及び地方公共団体は、次項において準用する第七十条第一項の規定による督促を受けた者（地方公共団体を除く。）がその指定の期限までに第五十三条の三第三項の負担金及び次項において準用する前条の規定による延べ

2 昭和二十六年度の復旧基本計画  
の作成及び変更並びに当該変更に  
係る復旧費について、なお從前  
の例による。

理由

鉱害復旧事業を円滑に推進するた  
め、臨時石炭鉱害復旧法の有効期間  
を十年延長するとともに、特定の応  
急工事は、国及び地方公共団体の費  
用をもつて施行することができるこ  
ととする等の必要がある。これが、

3 実施計画は、この法律の施行後  
二年以内に定めるものとする。  
4 前条第三項及び第四項の規定  
は、実施計画について適用する。  
(調査)  
第五条 通商産業大臣は、あらかじ  
め調査をする地域、調査の方法そ  
の他調査に關する重要事項につい  
て産炭地域振興審議会の意見をき  
いて、基本計画及び実施計画を定  
めるため必要な事項についての調  
査を行なうものとする。









これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の事業計画には、次の事項を定めなければならない。

- 一 工事の種類、費用の額その他石炭資源の開発のため実施すべき工事に関する事項

- 二 前号の工事が完了した場合における石炭の生産数量、生産能率及び生産費の見込

- 三 その他通商産業省令で定める事項

- 第十五条 通商産業大臣は、開発計画の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、採掘権者に對し、前条第一項の事業計画を変更すべきことを指示することがで

- 第四章 石炭鉱業開発株式会社

- (会社の目的)
- 第十六条 石炭鉱業開発株式会社は、未開発炭田を急速かつ計画的に開発することを目的とする株式会社とする。

- (株式)

- 第十七条 石炭鉱業開発株式会社(以下「会社」という。)の株式は、額面株式とする。

- 2 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならぬ。

- 3 会社は、新株を発行しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

- (商号の使用制限)

- 第十八条 会社以外の者は、その商号中に石炭鉱業開発株式会社とい

う文字を使用してはならない。

- (取締役及び監査役の人数)

- 第十九条 会社の取締役は、七人以内、監査役は、二人以内とする。

- (取締役及び監査役の選任等の決議)

- 第二十条 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- (取締役の兼職制限)

- 第二十一条 会社の取締役は、他の報酬のある職務又は営業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

- (事業の範囲)

- 第二十二条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

- 一 石炭の探鉱

- 二 石炭の掘採

- 三 石炭販売公團に対する石炭の完済

- 四 前各号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業

- 第五章 石炭鉱業開発株式会社

- (会社の目的)

- 第六章 石炭鉱業開発株式会社は、未開発炭田を急速かつ計画的に開発することを目的とする株式会社とする。

- (株式)

- 第七条 石炭鉱業開発株式会社(以下「会社」という。)の株式は、額面株式とする。

- 2 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならぬ。

- 3 会社は、新株を発行しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

- (商号の使用制限)

- 第十八条 会社以外の者は、その商号中に石炭鉱業開発株式会社とい

(重要な財産の譲渡等)

- 第二十四条 会社は、通商産業省令で定める重要な財産(鉱業権を除く。)を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

- (鉱業権の譲渡等)

- 第二十五条 会社は、鉱業権を譲渡し、又は譲り受けようとするときは、その譲渡又は譲受けの相手方、対価の額並びに対価の支払の時期及び方法について、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

- (鉱業権の譲渡等)

- 第二十六条 会社の認可については、第十三条第四項の規定を準用する。この場合において同項中「採掘権」とあるのは、「鉱業権」と読み替えるものとする。

- 2 前項の認可については、第十三条第四項の規定を準用する。この場合において同項中「採掘権」とあるのは、「鉱業権」と読み替えるものとする。

- 3 会社は、鉱業権を放棄し、又は採掘権に抵当権を設定しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

- (社債の募集及び資金の借入れ)

- 第二十七条 会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

- (社債発行限度の特例)

- 第二十八条 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条第三項、第二十三条规定による制限をこえて

- 十六条まで又は第二十九条(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。)の認可をしようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

- (報告及び検査)

- 第二十九条 会社は、毎營業年度の開始前に、その營業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を定期的に行なう。これらを変更しなければならない。

- (一般担保)

- 第三十条 会社の社債権者は、会

だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

- 2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐ

- (財産目録等の提出)

- 第三十一条 会社は、毎營業年度終過後二月以内に、その營業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに營業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- (監督)

- 第三十二条 会社は、通商産業大臣がこの法律で定めるところに従い監督する。

- 2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対して、業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

- (大蔵大臣との協議)

- 第三十三条 通商産業大臣は、第十

- 七条第三項、第二十三条规定による制限をこえて

- 二 鉱業法第八十九条第三項から第十九条までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において

- 2 鉱業法第八十九条第三項から第十九条までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において

- 3 変更の内容とあるのは「採掘権の譲渡の場合は、その譲渡の時期、採掘鉱区相互の間の鉱区の増減の場合にあつては、採掘

若しくは經理の状況に関する報告を徵し、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは經理の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 3 第一項の立入検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと

- 解釈してはならない。

- 4 第五章 採掘権及び鉱区の整理統合

- 第三十四条 通商産業大臣は、採掘鉱区がさくそくする地域の鉱床に相互の間の鉱区の増減を行なうと認められるに従つて急速かつ計画的な開発を行なうことができないと認めるときは、当該採掘鉱区の採掘権者に對し、採掘権の譲渡又は採掘鉱区相互の間の鉱区の増減の出願に對して協議すべきことを勧告することができる。

- 2 鉱業法第八十九条第三項から第十九条までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において

- 3 変更の内容とあるのは「採掘権の譲渡の場合は、その譲渡の時期、採掘鉱区相互の間の鉱区の増減の場合にあつては、採掘

- 4 第三十三条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、会社からその業務



売公団の石炭の買取価格との差額のうち、予算の範囲内において、毎年通商産業省令で定める額に当該石炭の買取数量を乗じて得た額に相当する金額を、価格調整金として石炭販売公団をして交付させることができる。

2 通商産業大臣は、前項の通商産業省令を定めようとするときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞かなければならぬ。

### 第七章 石炭販売公団

#### 第一節 総則

##### (公団の目的)

第48条 石炭販売公団は、通商産業大臣の定める石炭の需給計画に基づいて、石炭の買入れ及び販売の事業を行なうことを目的とする。

##### (法人格)

第49条 石炭販売公団(以下「公団」という。)は、法人とする。

##### (事務所)

第50条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第51条 公団の資本金は、百億円とし、政府がその全額を出資するものとする。

(登記)

第52条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(役員の欠格条項)

第六十条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

(名称の使用制限)

第五十三条 公団でない者は、石炭販売公団という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。(解散)

第五十四条 公団の解散に関する事項は、別に法律で定める。

(民法の準用)

第五十五条 民法第四十四条及び第五十条の規定は、公団に準用する。

#### 第二節 役員及び職員

##### (役員の範囲)

第五十六条 公団に、役員として、総裁一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第五十七条 総裁は、公団を代表し、その業務を統理する。

2 理事は、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、公団の業務を監査する。

(役員の任命)

第五十八条 総裁及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、総裁が通商産業大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第五十九条 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(登記)

第五十二条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

(役員の兼職禁止)

第六十二条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代理人の選任)

第六十四条 総裁は、理事又は公団の職員のうちから、その業務の一部に關し、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第六十五条 公団の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の公務員たる地位)

第六十六条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務の従事する職員とみなす。

(業務)

第六十七条 公団は、第四十八条の目的を達成するため次の業務を行なう。

1 石炭の買入れ及びその販売(輸出入を含む。)

2 小口需要に対する販売業者の指定

3 価格調整金の交付

4 炭鉱補償事業団に対する納付

5 前各号に掲げる業務に附帯する業務

6 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。

7 公団は、第一項の規定による通

(財務諸表)

第六十八条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするとさも、同様とする。

(決算)

第六十九条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとさも、同様とする。

(決算)

第七十条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(財務諸表)

第七十一条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第七十二条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算提出後二月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

(決算)

第七十三条 公団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するとときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけなければならない。

(業務方法書)

第六十八条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするとさも、同様とする。

(決算)

第六十九条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(財務諸表)

第七十条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(決算)

第七十二条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第七十三条 公団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するとときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけなければならない。

一一

商産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

## (利益及び損失の処理)

第七十三条 公團は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

2 公團は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

## (借入金)

第七十四条 公團は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金の認可を受けた後、公團は、当該事業年度内に償還しない場合は、当該事業年度内に償還することができる。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

## (政府の援助)

第七十五条 政府は、毎年、予算の範囲内において、公團に対し、第47条の価格調整金の財源に充てるため、補助金を交付することができる。

2 政府は、公團に対し、長期若しくは短期の資金の貸付けをすることができる。

## 第七十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)

第三条の規定にかかるらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公團の債務について、保証契約をすることができる。

## (償還計画)

第七十七条 公團は、毎事業年度、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。

## (余裕金の運用)

第七十八条 公團は、次の場合による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の取得

## (給与及び退職手当の支給の基準)

第七十九条 公團は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

二 銀行への預金又は郵便貯金

## (大蔵大臣との協議)

第八十三条 通商産業大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第七十一条、第七十四条第一項及び第二項ただし書並びに第七十九条の規定による認可をしようとするとき。

二 第七十二条第一項及び第七十九条の規定による承認をしようとするとき。

三 第七十八条第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第八十一条の規定により通商産業省令を定めようとするとき。

第五節 監督

第一節 総則

(事業団の目的)

第八十四条 炭鉱補償事業団は、政府の石炭の需給調整措置の実施に伴い石炭の掘採に係る事業を休止し又は廃止するやむなきに至つ

行するため必要があると認めるときは、公團に対して、その業務に開示し、監督上必要な命令をすることができる。

第八十二条 通商産業大臣は、必要があると認めるときは、公團に対する業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員をして公團の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができるものとする。

(報告及び検査)

第八十五条 第四十九条、第五十条、第五十二条、第五十三条、第五十五条及び第六十九条の規定は、事業団に準用する。

第二節 役員及び職員

第八十六条 事業団に、役員として、理事長一人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の兼職禁止)

第八十七条 役員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に從事してはならない。

五 公團からの納付金の受入れ

六 前各号の業務に附帯する業務

七 前各号に掲げるもののほか、

第八十四条の目的を達成するため必要な業務

八 公團は、前項第七号に掲げる業務を行なうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

九 前各号の業務に附帯する業務

十 前各号に掲げるもののほか、

第八十五条の目的を達成するため必要な業務

十一 公團からの納付金の受入れ

十二 前各号の業務に附帯する業務

十三 前各号に掲げるもののほか、

第八十六条の目的を達成するため必要な業務

十四 公團からの納付金の受入れ

十五 前各号の業務に附帯する業務

十六 前各号に掲げるもののほか、

第八十七条の目的を達成するため必要な業務

十七 前各号の業務に附帯する業務

十八 前各号に掲げるもののほか、

第八十八条の目的を達成するため必要な業務

十九 前各号の業務に附帯する業務

二十 前各号に掲げるもののほか、

二十一 前各号の業務に附帯する業務

た鉱業権者又は租鉱権者の当該事業につき、採掘権等の買取、鉱山労働者に対する救済、鉱害の賠償等の措置を講ずることを目的とする。

四 買収した採掘権の鉱区に関する鉱害の賠償

五 公團からの納付金の受入れ

五十五条规定及び第六十九条の規定は、事業団に準用する。

一 鉱業施設の買取及び保有又は売渡し

三 採掘権又は鉱業施設の買収に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払

四 買収した採掘権の鉱区に関する鉱害の賠償

五 公團からの納付金の受入れ

五十五条规定及び第六十九条の規定は、事業団に準用する。

二二二





3 暗聞に際しては、異議の申立てをした者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるければならない。

**第一百二十七条** 通商産業大臣は、前条の聽聞を行なつた後、文書をもつて決定をし、その写しを異議の申立てをした者に送付しなければならない。

第十一章 罚

**第一百二十八条** 会社の取締役、監査役その他の職員が、その職務に関して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

する者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十二条第二項又は第三項の規定に違反した者

二 前項第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者

三 前項第二号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第四百三十一条 第三十五条の規定による通商産業大臣の許可を受けないで坑口の開設の工事をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第一百三十二条 第八十八条の規定に違反して、その職務に因して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第一百三十二条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十条の規定に違反して第九条第一項の規定により立入りを拒み、又は妨げた者

二 第十四条第一項又は第一百二十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十三条第一項又は第八十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をして、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

四 第百二十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第百二十四条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六百三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に因し第六百二十九条第一項、第六百三十条、第六百三十二条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六百三十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役は、三十万円以下 の過料に処する。

一 第十七条第三項の規定に違反して、新株を発行したとき。

三 第二十四条の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得したとき。  
四 第二十五条第一項の規定に違反して、鉱業権を譲渡し、又は譲り受けたとき。  
五 第二十五条第三項の規定に違反して、鉱業権を放棄し、又は採掘権に抵当権を設定したとき。  
六 第二十六条の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。  
七 第三十条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは營業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの場合を提出したとき。  
八 第三十一条第二項の規定による命令に違反したとき。  
第一百三十五条 第二十二条第二項の規定に違反した場合には、その違反行為をした会社の取締役は、五万円以下の過料に処する。  
第一百三十六条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。  
一 この法律により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。  
二 第五十二条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第六十七条に規定する業務外の業務を行なつたとき。  
四 第七十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第八十二条第二項の規定による命令に違反したとき。

第六百三十七条 第十八条又は第五十三条（第八十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一円万円以下の過料に処する。

第一百三十八条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした事業団の役員又は職員を一円万円以下の過料に処する。

一 この法律により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたときは。

二 第八十五条において準用する第五十二条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第九十条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第百四十二条において準用する第八十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をして、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは逃避したとき。

四

勧告をすることができない。  
第三十五条から第三十八条まで  
の規定は、この法律の施行の日か  
ら起算して十年を経過した日にそ  
の効力を失う。ただし、その日前  
にした行為に対する罰則の適用に  
ついては、その日以後もなおその  
効力を有する。

4 石炭鉱業合理化臨時措置法（昭  
和三十年法律第二百五十六号）は、  
廃止する。

5 会社、公團及び事業団の設立手  
続、公團の設立に伴う石炭販売業  
者に対する措置、石炭鉱業合理化  
臨時措置法の廃止に伴う石炭鉱業  
整備事業団の事業団への移行及び  
職員の引継ぎその他のこの法律の施  
行に伴い必要な事項は、別に法律  
で定める。

石炭鉱業の基幹産業としての重要な性にかんがみ、石炭鉱業の継続的安全の実現を期するには、石炭の生産の近代化を推進することも、流通機構を整備してその価格の低下を図り、その需要を拡大することが最も緊要である。これが、この法律案を提出する理由である。

本年度約百八十億円の見込みであ  
る。

○有田委員長 まず、政府並びに提出者より提案理由の説明を聴取いたしました。通商産業大臣佐藤榮作君。



原因となり、産炭地域ははなはだしい疲弊にあえいでいるのです。このような状況を反映して、地方財政もまたますます逼迫の度を高めつつあるのであります。石炭鉱業の合理化そのものも、次第に困難となつてきています。

産炭地域の振興には特に力をいたして  
いるのであります。

のとする必要があるので、調査地域、

の具体的対策と当面必要となる予算的措置について閣議決定をいたしたので

第二は、総合的調査の結果保安を確保することが困難であると認められる

さらにまた、従来の合理化対策、  
鉱離職者対策等の施策に加えて、積炭  
的に石炭需要の確保をはかるための施  
策を推進することによつて、石炭鉱業  
を安定させ、これ以上産炭地域を破滅  
させぬよう、ようこそするこゝへ。差戻  
されぬよう、よろしくお断りする。

開くことといたしたのであります。  
第三点は、国の助成措置に関する規定であります。産業地域振興のための具体的な事業及びその推進の方法について、今後の調査と、これに基づく計画によりきめられるわけであります。

あります。そのうち法律を要する重要な事項について、ここに成案を得て提案することとなつたのであります。  
炭鉱の保安はかかる基本的方向があることは申すまでもありません。政  
鉱山保安法、鉱業法の厳正なる運用に

採掘権者または粗鉱権者に対して、鉱業の廃止の勧告ができるようにしたことはあります。そして、その勧告を受けた者にその内容を当該石炭鉱山の保安委員会に通知させることとした。また、勧告を受ける者が、勧告に従つて採掘

これらの複数が一つに統合する問題の解決のため、政府は從来とも離職者対策その他の施策を推進してきたのですが、御承知のように、炭鉱失業はややもすると集中的かつ大量に発生するおそれがあるのみならず、その地域全体が失業するという事態の発生する危険が少くないのであります。さらに、失業者の過去の生活環境、年令構成、技能程度から見て、これを労働に対する需要の大きな地方へ移動せしめるという対策には、重大な限界があることを認めざるを得ないのであります。そのためには、どうしても現地において雇用の機会を創造し、増加させていくという施策が必要になるのであります。

もとに、産炭地域を振興するための基本的方向と具体的な計画を定め、国の施策を統一的かつ集中的に進めていくことを企図しているものであります。これがこの法律案の内容の第一の点であります。このために通商産業大臣は、産炭地域振興基本計画と同実施計画を定めることといたしておりますが、この基本計画には国民経済的観点または実施計画相互の関連等の観点から実施計画策定の基本となる事項について、また、実施計画には各地域の特殊性を十分考慮に入れた具体的な事項について計画を定めることといたしております。なお、これらの計画の策定に当たっては、産炭地域振興審議会の意見を聞くとともに、関係行政機関と十分協議をする建前をとつており、また実施計画は、その緊急性にかんがみ、法律の施行後二年以内に定めることとしたしました。

が、この法律案におきましては、地方税の減免に伴なう措置、その他一般的な措置として当面必要と考えられるものにつきまして規定いたしました。な時措置法とすることいたしました。

おこの法律は、産炭地域振興の緊急性からみ、有効期間を五年とする臨時にかんがみ、御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

最後に、石炭鉱山保安臨時措置法律案につきまして、その提案理由及び法律案の要旨について御説明申し上げます。

最近相次いで炭鉱の重大災害が発生しましたことは、政府としてまことに遺憾とするところであります。申すまでもなく、人命の尊重は何よりも重要のことでありまして、政府としても、従来ともこの方針のもとに保安行政を推進してきましたのであります。最近の状況は、さらに徹底した対策の必要なことを痛感せしめるに至つたのであります。また、さきの国会におきましても、事の重要性にかんがみ、衆参両院において、炭鉱災害防止に関する決議が行なわれております。政府はこの決議の趣旨を十分に尊重し、かつ、中央鉱山保安協議会その他の関係者の意見をも踏まえ、さきに鉱山保安確保のため

府としても常々この点に留意し、保安監督の強化をはかつてきただのであります。が、今日における中・小炭鉱の実情を講ずるに見まするに、一方において保安監督の強化をはかるかたわら、他方各炭鉱の実情に即して抜本的な施策を講ずる必要があるのです。このため政府はいたしましては、このたび石炭鉱山の実態を総合的に調査することとし、その結果に基づいて保安に亘する設備の整備の促進等をはかるとともに、保安を確保することが困難な石炭鉱山に対し、廃業を円滑に行なわせるための措置を講ずることといたした次第であります。

次に、本法案の要旨について御説明申し上げます。

第一は、石炭鉱山の実態を的確に把握し、その保安の確保をはかるため、採掘権者または租鉱権者について、その鉱区または租鉱区の自然条件、経理的基礎及び技術的能力並びに保安に關係する事項に關し、総合的調査を行なうこととしたことであります。そして、その結果必要があるときは、保安に關係する事項の改善勧告ができるようになりますとともに、その勧告の内容について、その勧告を受けた者に当該石炭鉱山の保安委員会に通知せることとし、また、政府は保安設備の整備に必要な資金を確保することと努めることとしたことであります。

権または租鉱権を放棄したときは、国が石炭鉱山整理交付金を交付することができます。第三は、この交付金について、賃金債務及び鉱害賠償債務に優先的に充当するための措置を講じたことになります。そのために、交付金は石炭鉱業合理化事業団を通じて交付することとし、石炭鉱業合理化事業団は鉱業を廃止した者にかわって賃金債務及び鉱害賠償債務の清算を行なうこととしたところであります。

第四は、採掘権者または租鉱権者が鉱業の廃止の勧告を受けて鉱業を廃止したことにより、鉱山労働者が解雇された場合には、国が平均賃金の三十日分に相当する金額を支払うこととしたことであります。これにより労働者の保護に遗漏なきを期することとしておりまます。

第五は、この法律に基づく鉱業の廃止の勧告を受けて鉱業を廃止した者が放棄した採掘権または租鉱権の区域には、再び権利を設定することを禁止するところにも、石炭鉱業合理化臨時措置法の「坑口開設許可制度を改正」、保安権を確保するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有しない者は、鉱業を行なうことができないように措置したことであります。

これにより、保安確保のできない石

協議をする建前をとつており、また実施計画は、その緊急性にかんがみ、法律の施行後二年以内に定めることとしたしました。

内容の第二点は、通商産業大臣は、これらの計画を策定するために必要な調査を行なうこととしたことであります。ですが、本年度の調査のため三千万円の調査費が予算に計上されております。この種の計画を定めるためには、事前に十分調査をし、眞に実効性のあるも

でもなく、人命の尊重に何よりも重きを置くことであつて、政府としても、從来ともこの方針のもとに保安行政を推進してきたのであります。が、最近の状況は、さらに徹底した対策の必要なことを痛感せしめるに至つたのであります。また、さきの国会におきましても、事の重要性にかんがみ、衆参両院において、炭鉱災害防止に関する決議が行なわれております。政府はこの決議の趣旨を十分に尊重し、かつ、中央鉱山保安協議会その他の関係者の意見をも勘案の上、さきに鉱山保安確保のため

的基礎及び技術的能力並びに保安に興する事項に關し、総合的調査を行なうこととしたことがあります。そして、その結果必要があるときは、保安に關する事項の改善勧告をできるようになりますとともに、その勧告の内容について、その勧告を受けた者に当該石炭鉱山の保安委員会に通知させることとし、また、政府は保安設備の整備に必要な資金を確保することに努めることとしたことであります。

第五は、この法律に基づく鉱業の廃止の勧告を受けて鉱業を廃止した者が放棄した採掘権または租鉱権の区域は、再び権利を設定することを禁止するとともに、石炭鉱業合理化臨時措置法の坑口開設許可制度を改正し、保安を確保するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有しない者は、鉱業を行なうことができないように措置したことあります。

これにより、保安確保のできない石

炭鉱山が今後新たに発生するのを防止することとしたことあります。

なお、この法律は、石灰鉱山の保安確保の緊急対策としての性格にかんがみ、有効期間を二年とする臨時措置法といたしました。

以上、簡単でございましたが、この法律案の提案理由及びその要旨について御説明申し上げました。何とぞ慎重審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

○多賀谷議員 ただいま議題になります  
した石炭鉱業安定法案につきまして、  
提案者を代表し、その提案理由の説明  
を申し上げます。

政府はまさに石炭鉱業の合理化に、  
して石炭鉱業合理化臨時措置法を制定  
し、実施して参りましたが、石炭鉱業の  
危機は依然として解消せず、むしろ深  
刻化の方向をたどっております。この

重大な危機をもたらしている原因は、  
最近の技術革新によるエネルギー消費  
構造の変化と、融合エネルギーの無計  
画な輸入により、石炭需要が相対的に

低下していることがあります。しか  
も、政府の石炭鉱業に対する総合的政  
策の欠陥と炭鉱資本家の無為無策は、  
こうした危機の深化を一そく助長して

申しまでもなく、高炭価の解決は、  
わが国石炭鉱業の最大の課題であります。  
す。鉱区が鉄錆」、賦存地域が偏在して  
いるばかりでなく、生産が彈力性に乏  
しいという石炭鉱業の特殊性は、わざ  
かの景気変動でも大きく需給関係に影  
響し、著しい価格の不安定を招来して、  
消費市場を喪失するという構造的な欠  
陥を持っているのであります。政府

は、こうした構造的な欠陥を抜本的に解決しようとせず、昭和三十八年までに十一万人の首切りによる合理化案のみを提示し、資本家は首切りと大幅な労働賃金の切り下げ、労働条件引き下げのための租鉱権への分離政策等、一連の労働者への犠牲のみを強行していきます。さらに貿易自由化の一歩一歩であります。さらには労働者への残酷な方向へ追いやりうるとしておりました。

しかるに、炭鉱離職者援護法の施行も、死の町、飢餓の谷といわれている炭鉱地帯の失業問題の解消には何ら役立たず、相次ぐ閉山、首切りによる失業者ははんらんは、炭鉱労働者ばかりではなく、その周辺の商工業者の倒産をも引き起こし、今日重大な社会問題となつてゐるのであります。今回本院に提案されました政府の保証基金の設立も、首切りによる合理化の助長政策以外の何ものでもありません。今こそ、石炭需給を長期に安定させて、しかもコストを引き下げ、雇用を拡大せざる政策をとることこそ、今日われわれに課せられた緊急の政治的課題であると考えるのであります。

石炭鉱業の重要性は、今日依然として減じておません。その一つは、わが国将来のエネルギー需要の面から指摘できます。エネルギー総需要の伸びは、国民経済の成長テンポとほとんど並行して増加の一途をたどり、政府の所得倍増計画におきましても、昭和四十五年度には、石炭換算で二億八千万トン以上と見込まれているのであります。このエネルギー需要の驚異的な拡大に対する供給源としての水力は、その開発がすでに限界に達し、また原子力など

しても、その実用化に相当の曲折が予想される現状において、輸入エネルギーにのみ依存する考えは間違いであるとして、石炭鉱業に課せられた役割は依然として軽視することはできません。しかも、わが国の石炭は、今日の出炭ペースで進んでも、なお百年以上以上の確定炭量を埋蔵しており、国内エネルギー資源に乏しく、また国際収支においては最大のエネルギー源であります。

の保障の面から指摘であります。世界各国とも、エネルギー供給の安全性の保障については異常な関心を示し、国内エネルギー供給源確保のため、その構成

相性次第の方針を立てて、近海外のエネルギー政策を観察していくことには、各調査団の報告でも強調しているところであります。特に、英、仏、西、獨等の諸国では、六割から八割を国内内

エネルギー資源としての石炭に依存しているのであります。輸入エネルギーへの依存度を無計画に高めていくことは、きわめて危険だといわねばなりません。

ん。  
その三は、雇用の面から指摘できます。  
す。石炭鉱業における雇用吸収率は、  
他産業に比してきわめて高く、機械工

業とともに、今後もその傾向を低めるものではありません。労働市場逼迫といふ最近の現象があるとはい、なお多數の潜在失業者を有し、年々百万人以上もの生産年令人口の増大するわが国経済において、雇用問題は経済政策の中心課題であり、かかる観点からいふと、石炭鉱業の地位はゆるがせにできないうのであります。このように重要なエネルギーである石炭鉱業に対し

て、わずかな資金融通による細々とした近代化計画や、弱小炭鉱の買いつぶ

し等の消極策で解決できるほど、問題は簡単ではありません。石炭鉱業はすでに資本主義的経営自体に対しても、鋭い改革のメスが加えられなければならぬ

らない段階にきているのであります。  
イギリスにおける炭鉱国有化政策を、  
初め、西欧各国とともに公有化その他の特  
殊な経営形態のもとに、国民経済の拡大  
発展に寄与させるものであります。こ  
うした世界的な傾向から、ひとり我が

国だけがおくれた、投げやりな石炭政策を進めるることは許されません。従つて社会党は、今日石炭鉱業が当面している危機を打開し、構成的欠陥を克服するべく、一歩も二歩も進んでいきたい。

ギー源としての要請にこたえさせたため、長期的な展望を持った抜本的対策を講ぜんとするものであります。

るわれわれの基本的な考え方を明らかにいたしたいと思います。

坑道の維持、通気、排水、運搬等の経費が増加するため、生産費の増大をみております。これを最小限度に食い止め、さらに高炭価問題を解消するため

には、合理的的、計画的な開発を行なつて、炭鉱の若返り策が講ぜられねばなりません。生産体制の集約化は、そのための前提条件であります。前近代的な古い生産機構である鉱区の独占はすみやかに排除し、鉱区の整理統合を行して、炭鉱を適正規模に再編成することが最も肝要であります。さらに、休眠鉱区の解放も行なわれねばなりません。これらの諸課題は、業者間の自

主的解決では不可能であり、法の強制力を必要とするものであります。

第二は、流通過程における整備の問題であります。

石炭の流通機構は、昭和年代に入つてからだけでも、過剰貯炭を処理するために昭和石炭株式会社、戦時中の日本石炭株式会社、戦後経済再建のための配炭公司、そして最近では新昭和石炭等の設立を見ているのであります。このことは、単に石炭が重要物質であるためのみでなく、石炭需給関係の調整の困難性を物語るものであります。需給関係を調整し、価格の安定をはかるためには、流通機構の一元化こそ対応が必要なのであります。

第三は、石炭の需給を計画化し、その安定的確保をはかることであります。

石炭鉱業は、その持つ特性から、必然的に需給の計画化を要求してあります。しかもその計画化は長期に進められねばなりません。政府は今日、石炭需要の減退に対し縮小生産の方向をとっているのでありますが、これでは問題の高炭価をも解決できないのであります。高いレベルの拡大生産こそ必要なのであります。さらに、積極的に新需要の開拓等が講ぜられねばなりません。そのためには社会党は、固体燃料としての石炭を流体化し、電気やガス等の流体エネルギーに転換して、石炭需要の拡大をはからんとするものであります。以上の見地から、石炭鉱業の当面している危機を開拓し、その安定を期するため、本法案を提案する次第であります。

以下本法案の内容をよく簡単に御説明申し上げます。

第一章総則は、目的と定義についての規定であります。石炭鉱業の基幹産業としての重要性にかんがみ、石炭鉱業の継続的安定を期するには、石炭の生産の近代化を推進するとともに、流通機器を整備して、その価格の低下をはかり、その需要を拡大するための諸施策を実施することを目的としたものであります。

第二章は、石炭鉱業近代化計画に関する規定であります。五年ごとに石炭鉱業基本計画及び毎年石炭鉱業安定実施計画を定め、政府は実施すべき工事に必要な資金の確保に努めるよう規定したのであります。

第三章は、未開発炭田の開発についての規定であります。石炭資源の開発が十分に行なわれない地域であつて、石炭鉱業の安定のためにはその開発を急遽かつ計画的に行なう必要がある地域を指定し、基本計画に従つて石炭資源の開発計画及び実施計画を定める旨の規定をいたしたのであります。

第四章は、石炭鉱業開発株式会社に関する規定であります。未開発炭田の開発を目的として、石炭鉱業開発株式会社を設立し、政府は常時会社の発行済み株式総数の二分の一以上を保有する等のほか、会社設立に伴う所要の規定を設けたのであります。

第五章は、探査権及び鉱区の整理統合並びに坑口の開設の制限についての規定であります。鉱業権の交換、売り渡し、鉱区の増減については鉱業法に規定するところであります。特に、安定実施計画で定めるところに従つて急速かつ計画的な開発を行なうために、鉱区の整理統合はきわめて必要であります。政府は適切な措置をとら

ねばならないとしたのであります。坑口の開設についても許可制といたします。

第六章は、需給の安定についての規

定であります。政府は、毎年、石炭関係及び学識経験者による石炭鉱業安

定会議の意見を聞いて需給計画を定め、その需給計画に基づいて鉱業権者、租鉱権者に対し、生産数量の指示

をするものといたしましたのであります。

これに要する財源としては、石炭販売公団からの納付金のほか、国庫補助

の道を講ずることといたしました。離職する労働者に対する賃金の六十日分を支給すると同時に、未払い賃金については、債務者たる採掘権者または租鉱権者と炭鉱補償事業団との連帶債務としたのであります。また、

石炭販売公団が全生産量を取り扱うことと、それがために石炭販売公団を設け、石炭の一手買取りを行なうことといたしたのであります。しかし、石炭販売公団が全生産量を取り扱うこと

ではないか。かつて大手であります大正鉱業のごときも、今日金融の行き詰まりから休山をしなければならぬことは必然的に発生しておるわ

けです。従つて、大手、中小を問わず、

石炭開発企業における今日の金融に

つける影響をうけています。

つけ加えて、きょうの新聞でも報道

されなくなつたため、事業を休廃止するやむなきに至つた鉱業権または租鉱権者の事業について、採掘権の買収、

鉱山労働者に対する救済、鉱害等に対

する善後措置を講ずるため、炭鉱補償

寄与せんとするため、本法案を提出いたした次第であります。議員各位におかれましては、何とぞ御審議の上、本法案

に賛意を表されんことを切にお願いす

るものであります。

たした次第であります。議員各位にお

かれましては、何とぞ御審議の上、本法案

に賛意を表されんことを切にお願いす

るものであります。

昭和三十六年十月十一日印刷

昭和三十六年十月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局